第十条の見出し中「復興産業集積区域等」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項中「次の表の各号の第一欄に掲げる個人が、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）」を「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の指定を受けた個人が、同法」に、「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業（」を「当該認定地方公共団体の作成した当該指定に係る認定を受けた復興推進計画（以下この項及び第三項において「認定復興推進計画」という。）に定められた特定復興産業集積区域（同法第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項及び第三項において同じ。）内において産業集積事業（同法第二条第三項第二号イに掲げる事業（」に、「）の用」を「）をいう。以下この項及び第三項において同じ。）若しくは建築物整備事業（同号ロに掲げる事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の用」に、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産で」を「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（建築物整備事業にあっては、認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備。以下この条において「特定機械装置等」という。）で」に、「又は当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業」を「又は当該特定復興産業集積区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業」に、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産を」を「特定機械装置等を」に、「区域内において当該個人の当該各号の第三欄に掲げる事業」を「特定復興産業集積区域内において当該個人の当該産業集積事業又は建築物整備事業」に、「その事業」を「これらの事業」に、「（同項」を「（第三項」に、「計算上、当該減価償却資産」を「計算上、当該特定機械装置等」に、「減価償却資産に」を「特定機械装置等に」に改め、「（第五項第一号イにおいて「普通償却額」という。）」を削り、「特別償却限度額」の下に「（当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）」を加え、同項ただし書中「減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同項の表を削り、同条第二項中「減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第三項中「第一項の表の各号の第一欄に掲げる」を「東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた」に、「、当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業」を「、当該認定地方公共団体の作成した当該指定に係る認定復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業」に、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に、「又は当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業」を「又は当該特定復興産業集積区域内において当該個人の当該各号の第三欄に掲げる事業」を「特定復興産業集積区域内において産業集積事業又は建築物整備事業」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に、「同項」を「第一項」に、「その事業」を「これらの事業」に、「に税額控除率を乗じて計算した」を「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」に、「第五項第三号」を「第五項」に改め、同条第五項を次のように改める。

５　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年以前四年内の各年（その年まで連続して確定申告書を提出している場合の各年に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定によりその年の前年以前三年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

第十条第六項中「同項の表の各号の第一欄に掲げる」を削り、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第七項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第八項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に、「、第三項」を「、同項」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に改め、同条第九項中「更正請求書に」及び「なる」の下に「同項に規定する」を加え、同条第十一項中「復興産業集積区域等」を「特定復興産業集積区域」に改める。

第十条の二の見出し中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の表の各号の第一欄に掲げる個人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該個人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合には、当該事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該減価償却資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該減価償却資産について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該減価償却資産の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額）をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該減価償却資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個人	期間	区域	事業	資産
一　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十五条に規定する認定事業者に該当する個人	同法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（以下この号において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定により提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この号において同じ。）に該当する同条第二項第二号に係る同法第四条第四項第一号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日まで（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更があった場合におけるその変更に係る区域については、政令で定める期間）	当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域	同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業	機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物
二　福島復興再生特別措置法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画（以下この号において「提出特定事業活動振興計画」という。）の同法第七十四条第一項に規定する認定を受けた個人	同法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画（以下この号において「提出特定事業活動振興計画」という。）の同法第七十四条第一項に規定する認定のあった日から令和八年三月三十一日までの期間	福島県の区域	当該提出特定事業活動振興計画に定められた同条第一項に規定する特定事業活動	機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの